

「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に係る状況報告について

○浸水警戒区域における建築物の建築の制限等について

「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に規定する「第 5 章 氾濫原における建築物の建築の制限等」に関連する条項については、付則第 1 項(2)において公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において施行するとしており、当該条項の施行期日を平成 27 年 3 月 31 日とする予定です。

【本条例の施行状況】

平成 26 年 3 月 31 日	公布、施行（※下記の条項を除く）
平成 26 年 9 月 1 日	第 29 条（宅地または建物の売買等における情報提供）の施行
平成 27 年 3 月 31 日	付則第 1 項(2)に規定する条項の施行（予定）

【今回施行する条項の概要】

□第 5 章（第 13 条から第 23 条までの規定）氾濫原における建築物の建築の制限等

浸水により生命または身体に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる場合、一定の建築物の建築を制限すべきものとして、地域の合意形成等を経て「浸水警戒区域」として指定することができる。

「浸水警戒区域」内においては、浸水リスクに対する安全性を確保するため、住居の用に供する建築物および社会福祉施設等の用途に供する建築物について、居室の床面高さを確保するなど、建築が制限される。

□第 39 条（市町条例との関係）

市町が建築基準法第 39 条の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る）制度に関する条例を定めた場合、本条例の第 13 条から第 23 条までの規定は適用されない。

□第 9 章 罰 則、付則第 2 項

条例に違反した場合の罰則について第 9 章で規定しているが、付則第 2 項も併せて施行することから、同項により、第 9 章の規定は、当分の間、適用しない。

□付則第 3 項

本条例の施行により、滋賀県建築基準条例から出水に関する災害危険区域制度の規定を削除する。

本条例 付則

- この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
 - (1) (略)
 - (2) 第 5 章（第 13 条から第 23 条までの規定に限る。）、第 39 条および第 9 章ならびに次項および付則第 3 項の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日
- 第 9 章の規定は、当分の間、適用しない。
- 滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「については」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

第 34 条第 1 項中「出水（土石流を含む。）」を「土石流」に改める。

きっかけは、地先の安全度



防災に関する法制度の歴史は、人命が失われた災害の後を追って対策を作ってきた歴史でした。

流域治水条例の特徴は、人が亡くなったから作ったものではないことです。人命被害ではなく、地先の安全度、つまり、人命被害を回避するための取り組みを契機として作りました。

私たちは、水害で県民の命が失われる前に取り組みたいと考えています。

地先の安全度で予測ができるようになったのに、どうして対策をとらなかったのか、と後悔したくないと思っています。

すべての県民の方とこの思いを共有しながら、共に水害に対する取り組みを進めていきたいと考えています。

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
Tel 077-528-4291 Fax 077-528-4904
e-mail ryuiki@pref.shiga.lg.jp

「流域治水」ってなあに？

～ どうすれば水害から身を守れるの？ ～

もう爺さん

淡海家のおじいさん。みんながもったいないことをしていると、「もう～」とやってくる…

いぶきくん

淡海家の長男いぶきくんは、小学5年生の元気な男の子。いつも「もう爺さん」に叱られている。

びわこちゃん

いぶきくんの妹、びわこちゃんはしっかりものの小学3年生。



おかあさん

いぶきくんとびわこちゃんのおかあさん。少々あわてものだが、明るく元気。家庭菜園で野菜作りが趣味。



おとうさん

いぶきくんとびわこちゃんのお父さん。料理や洗濯をしないと、もったいないやり方をしてしまう。

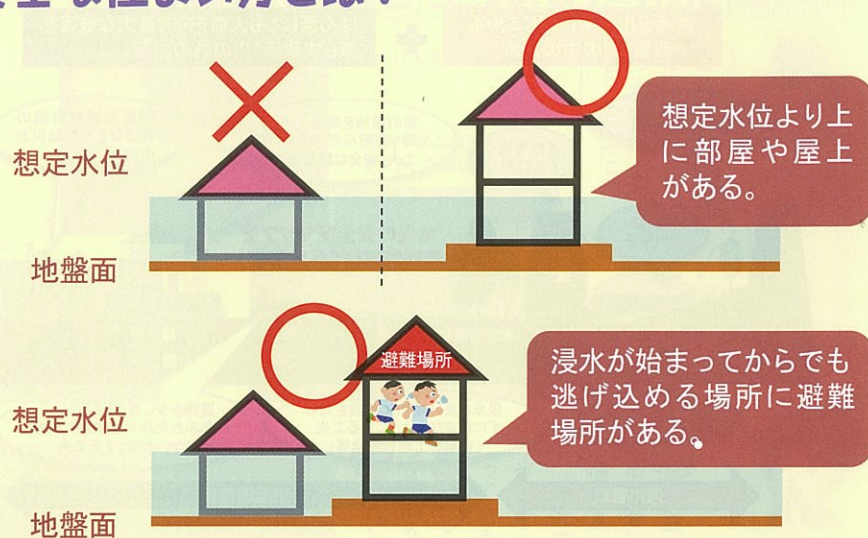
地球の気候変動が激しい今日この頃、各地で、これまでにない規模の台風や突発的な大雨で大きな被害が起きています。滋賀県では、かねてより治水事業に力を注いできました。しかし、行政による河川整備だけでは、完全ではありません。河川で流せる量を超える大雨が降った場合、河川は氾濫する可能性があります。

滋賀県では、大雨が降った場合に浸水する可能性のある地域を示した「地先の安全度マップ」を作成し、これを基に「もしも」のときに、住民一人ひとりが自らの命を守れる対策を考えています。それが流域治水です。

今回は、もう爺さん一家と一緒に流域治水の内容を考えてみましょう。

滋賀県

安全な住まい方とは？



※水害リスクの特に高い地域は、「浸水警戒区域」に指定し、「安全な住まい方」ができるよう確実に誘導します。「浸水警戒区域」は、十分地域で検討していただいた上で指定します。



「そなえる対策」ってどんなこと？

みんなで地図を囲んで話し合っているわ。
まずは、「地先の安全度マップ」で浸水の危険度を確認して、避難計画を検討するんだ。



住民によるハザードマップ検討の様子

子供たちが水路を測っているわ。
ガードレールがないから、洪水の時は危ないね！
こうやって通学路や避難経路を確認しているのね。



子供たちが避難経路を調査し、安全確認をしています

私たち住民も常日頃から『そなえる対策』に取り組みることが不可欠だわ。

昔の洪水では、こんなに高いところまで水が来たこともあるんだね。
こういう場所では、洪水に備えて確実に避難できる避難場所の確保と万一の時の行動が必要だ。



過去の洪水時の水の高さを電柱に示し、次世代に伝承しているよ

この『そなえる対策』と、次に紹介する『とどめる対策』を地域で一緒に考えることで、安全度がより高まるんじゃないかな。

「ためる対策」ってどんなこと？



水やりに使う



雨を集める



地下のタンクに貯める

河川や水路に水を流せる量には限界がある。そこで、公園やグラウンドや建物に、降った雨を一時的に「ためる」と、川の負担を軽くできるぞ。

野球場のグラウンドや屋根に降った雨水を地下のタンクに集めてためている
(大津市皇子山球場)



【タンクに雨水をためる取り組み例】



滋賀県南部合同庁舎における雨水貯留タンク(草津市)



高時小学校(長浜市)のビオトープ兼用の雨水貯留施設

屋根や舗装道路など、雨がしみ込みにくい場所が増えて、昔より短時間に地表から川に流れ込む水の量が増え、洪水が起こればすくなく、川に流れ込む水をどこかにためることができればいいのね。
そうなんだ。たとえば、各家庭で、庭に雨水タンクを1つ置くとかね。
1つのタンクは少しの量しか水をためられないけど、みんながやればたくさん水量をためられるね。
ためた水は、植物の水やりに使えばいいわね。

みんなができる範囲で少しずつ雨水をためて、川の負担を軽くしよう！

「ながす対策」ってどんなこと?

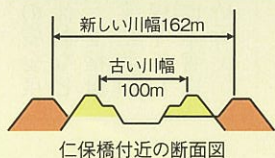


川幅を広げる工事をすれば、川にたくさん水が流れるようになり、あふれにくくなるんだ

洪水を防ぐために、降った雨を河川で安全に「ながす」対策（河川整備）が最も重要じゃ。県は河川整備に計画的・効果的に取り組むこととしてあるんじゃない



日野川では、工事の結果、1.3倍の水を流せるようになりました



川の中に堆積した土砂を取り除くことで洪水が起こりにくくなります。



川のメンテナンスも必要
川の中に溜まった土砂をとり、生えた木を切って川の流れを邪魔しない環境を作るんだ。

滋賀県では、平成26年度、河川整備の予算として約95億円確保しているんだ。
それだけ、重要な事業だということね。

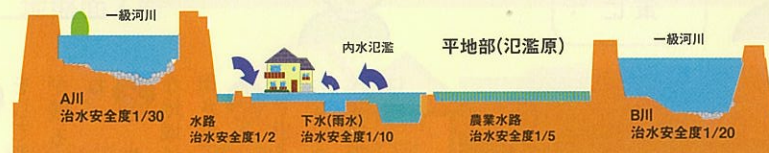
河川整備は洪水を防ぐ土台となる対策なんじゃ。『地先の安全度マップ』をもとに、河川整備の計画に反映してあるぞ。

「地先の安全度マップ」ってなに?



水はいろいろな形で私たちの生活の中を流れているね

大きな河川だけでなく、下水道や農業用排水路などの身近な水路の氾濫なども予測した浸水予測マップじゃよ



水はいろいろな形で私たちの生活の中を流れています。
大雨時は、身近な水路→中小河川→大河川の順にあふれるおそれがあります。

大津市/浸水深200年確率 (最大浸水深10年確率, 100年確率, 200年確率)



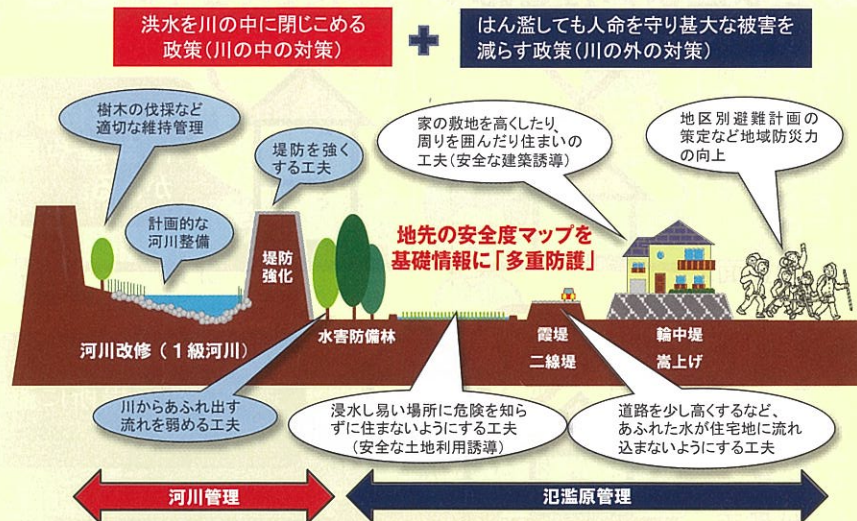
「地先の安全度マップ」滋賀県周辺部を抜粋
インターネットで見た場所を拡大してみることができます
URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html/>

大きな川だけじゃないわね。小さな川や田んぼや家の近所の水路もあるわね。
大雨が降れば、そんな身近な水路が氾濫するね、さらに大きな川も氾濫するね。
そうね、でも、どこで、どのような被害が、

どのくらいの頻度で起こるのかしら?
その情報を地図に表したのが『地先の安全度マップ』だよ。
これだと、浸水のリスクがひとめで見えるわね!
僕たちの家のある場所に色がついているよ。
つまり、洪水のとき、我家は浸水するおそれがあるってことだよ。
避難したらいいのかな。
避難したらいいのかな。
た水路を越えて、うまく逃げられるかしら。

このマップを使って、命を守るために、どんなときに何をすればいいのと一緒に考えよう!

滋賀の流域治水政策の概念図 河川管理と氾濫原管理



滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

目的	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける (最優先) ② 床上浸水などの、生活再建が困難となる被害を避ける
手段	地先の安全度を基礎情報に川の中の対策だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(川の外の実策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)	ながす	河川改修工事、治水ダム建設など
流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)	ためる	森林・水田・ため池の保全、グラウンドでの雨水貯留など
氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、露堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など
地域防災力向上対策	そなえる	防災訓練、防災教育、防災情報の発信、水害履歴の調査・公表など



このように水害から命を守るためのあらゆる対策をとろうとするのが『流域治水』なんじゃ。
5つの章にわけて流域治水の内容について見てみよう

治水に完全はありえない



これでも、滋賀県では、昔と比べて水害は少なくなっただけだよ



平成25年の台風18号はものすごい量の雨だったね



平成25年台風18号 鴨川右岸浸水状況(高島市)

滋賀県は、短く急峻な河川や天井川が多く、昔から水害に悩まされてきたんじや。そこで、最近では川の工事やダム作りがすすんで、川は溢れにくくなっておるんじや。

じゃあ、水害はもう起こらないの？

いや。川の工事をして



川の水が溢れて水に浸かった家もあったわね。怖かった

ダムを作っても、川の氾濫や水害は起こるんだよ。

どうして？

雨の量が、川やダムが貯められる水の量を越えれば、水害は起こるんだ。

自然は人間の予想を上回る雨を降らせることがあるんじやよ。だから河川の整備だけでは万全ではないんじや。

今後、地球の気候変動で、豪雨災害の増加が心配されているんだよ。

昔と比べて、激しい雨が増えているの？

気象庁によると激しい雨の降る頻度はここ40年くらいの間に3割も増えているそうよ。

つまり、平成25年の台風18号並の大雨が再発する可能性があるんだ。

じゃあ、また川が溢れて、家が水に浸かることがあるの？

河川があふれても、命が助かる方法はあるのかな？



想定外の自然災害から命を守るためには、あらゆる方法で被害を防ぐ「多重防護」が必要なんじゃ